

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（免許を要しない無線局） 第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 〔一〽三 略〕 〔2・3 略〕 4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 〔一〽三 略〕 四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（<u>第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。</u>以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） 〔(1)・(2) 略〕 (3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の<u>周波数</u>（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを<u>除く。</u>） (4) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数（上空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。） (5) 五、二二〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの<u>周波数</u>（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを<u>除く。</u>） 〔(6)・(7) 略〕	（免許を要しない無線局） 第六条 〔同上〕 〔一〽三 同上〕 〔2・3 同上〕 4 〔同上〕 〔一〽三 同上〕 四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） 〔(1)・(2) 同上〕 (3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の<u>周波数</u>（<u>屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、</u>総務大臣が別に告示する場所において使用するものに<u>限る。</u>） (4) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数（上空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。） (5) 五、二二〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの<u>周波数</u>（<u>屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、</u>総務大臣が別に告示する場所において使用するものに<u>限る。</u>） 〔(6)・(7) 同上〕

「五く七 略」

八 五 GHz 帯無線アクセスシステム（四、九〇〇 MHz を超え五、〇〇〇 MHz 以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

「九・十 略」

十一 五・二 GHz 帯高出力データ通信システム（五、一五〇 MHz を超え五、二五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局（屋外で利用するもの又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限り。）と陸上移動局との間（基地局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。）で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。）をいう。）の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの

第六条の二の三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号（①）、（③）、（④）及び（⑥）に掲げる周波数の電波を使用するものに限り。）及び五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

（登録の対象とする無線局）

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる

「五く七 同上」

八 五 GHz 帯無線アクセスシステム（四、九〇〇 MHz を超え五、〇〇〇 MHz 又は五、〇三〇 MHz を超え五、〇九一 MHz 以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

「九・十 同上」

「新設」

第六条の二の三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号（①）、（③）、（④）及び（⑥）に掲げる周波数の電波を使用するものに限り。）であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

（登録の対象とする無線局）

第十六条 「同上」

ものとする。 〔一〜三 略〕 四 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局 五 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局 六〜十二 〔略〕 （登録局の無線設備の規格） 第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。 〔一〜三 略〕 四 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの 五 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの 六〜十二 〔略〕 （登録局の開設区域） 第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。 〔一 略〕 一 四、九〇〇 MHzを超え五、〇〇〇 MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。 二 五、一五〇 MHzを超え五、二五〇 MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。	〔一〜三 同上〕 〔新設〕 〔新設〕 四〜十 〔同上〕 （登録局の無線設備の規格） 第十七条 〔同上〕 〔一〜三 同上〕 〔新設〕 〔新設〕 四〜十 〔同上〕 （登録局の開設区域） 第十八条 〔同上〕 〔一 同上〕 一 四、九〇〇 MHzを超え五、〇〇〇 MHz以下又は五、〇三〇 MHzを超え五、〇九一 MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。 〔新設〕
---	--

[2 略] [第四十二条 略] 第四十二条の二 法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局が増加することにより人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められる場合であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するときとする。 第四十二条の三 [略] 第四十二条の四 [略]	[2 同上] [第四十二条 同上] [新設] 第四十二条の二 [同上] 第四十二条の三 [同上]
--	--

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。